

委員からの意見・質問と事務局の考え方

施策の柱	施策項目	施策展開	ページ	意見・質問概要	事務局の考え方	関係課
2 広島市障害者計画の基本的な考え方	(2) 広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点	2 障害者が、「親亡き後」も含めて、住み慣れた地域や生活の拠点において自立し、安心感を持って暮らしていくために、ライフステージに沿った切れ目のない支援を行う。	6	「安心感を持って暮らしていくため」ではなく、「安心して暮らしていくため」という端的な表現が望ましい。	基本的視点の2については、内部で協議し、今回の計画のポイントをわかりやすくするよう、「障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点において自立して暮らせるよう、地域包括ケアの体制整備を見据えて支援を充実する。」に変更しました。	障害福祉課
1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	(1) 虐待の防止と差別の解消の推進	① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進	9	数字にあらわれていない虐待が多くある。仲間たちの多くが、会社や作業所で虐待をうけている。仲間たちの多くは、自らが訴えることができない。又、密室で行われることが多く、まわりにはわからない。知的障害者を雇用している会社や作業所に対して徹底した指導を行って欲しい。出来れば罰則があればいいと思う。	使用者や施設従事者からの虐待防止について、事業者への指導に際して啓発するとともに、広く障害についての理解や、障害者虐待防止について普及啓発に努めます。また、相談窓口についての周知に努めます。	障害福祉課
1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	(3) 障害者主体の市民との交流の促進	① 障害者が主体となる地域等での活動の場の拡大と市民との交流の場づくり	13	各区社協、地区社協が障害者事業を開催しているが、より一層障害者と住民との交流の場づくりに努めるよう呼びかけていきたい。また、このような取組を紹介していく機会があれば良いと思う。今、総合事業における地域高齢者交流サロンを推奨しているので、高齢者だけでなく「障害者も児童も若い人も」誰もが参加できるサロンを進めること。	地域における行事等への障害者の参加の機会を増やす取組や、障害者と地域住民の交流を促進するような施策について、関係課と連携しながら検討していきます。	障害福祉課
1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	(4) 市民主体の活動等の支援	① ボランティアの育成とネットワーク化の推進	14	障害者を支援するボランティアが不足している。(ガイドヘルパー) 知的・精神はバエ登録だが、顔見知りでないこともあり、ボランティアを要請してもヘルパーがいなく困難。また、ボランティアの高齢化もある。	社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業については、本市内にある各区の社会福祉協議会に、ガイドヘルパーによるボランティアグループが登録されている区もあります。ボランティアは個人々人の自発的な活動であるため、今後のさらなる充実を図るために、ガイドヘルパー派遣事業に関する研修会や、事業者に対する集団指導などにより、事業内容やボランティア活動の重要性を説明するなど、周知に努めていきます。	障害自立支援課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(1) 外出しやすいまちづくりの推進	① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供	16	土足で利用できない施設を土足OKにしてほしい。足元がおぼつかない利用者にとってスリッパは難しい。	公共施設のバリアフリー化等に関する障害者からの要望・意見を全庁的に共有し、具体的な施策、施設整備に反映させるよう努めます。	障害福祉課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(1) 外出しやすいまちづくりの推進	③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導	16	低床車両の導入については、引き続き交通機関会社などに要望をしてほしい。	徐々に低床車両の導入は進んでおりますが、引き続き公共交通機関のバリアフリー化等に関する障害者からの要望・意見を関係部局に伝え、障害者が公共交通機関を利用しやすいような環境整備について民間企業に働きかけていきます。	障害福祉課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援	③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実	20	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者への対応も必要と思う。(公的保証制度等)	各団体等の行っている公的制度の周知、関係機関等への働きかけや広島県居住支援協議会等を通じて、障害者の入居が円滑に進むよう努めます。	障害福祉課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援	④ グループホーム等の整備促進	20	グループホームで生活したい仲間がたくさんいる。なかなか空きがないので入ることができない。多くのグループホームをつくって下さい。	グループホームの整備促進に当たっては、これまで建設費等の補助や市の未利用地の貸与等による開設支援を行い、さらに平成27年度からは単市事業として障害支援区分に応じた運営費補助を始めています。こうした支援制度の事業者への周知徹底を図るとともに、開設の意向がある事業者に対して積極的な働きかけや指導を強化することにより、整備を推進してまいりたいと考えています。	障害自立支援課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援	① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等	21	市営住宅の入居に関する障害者の優遇措置について、現在、療育手帳 A、A、Bとなっていますが、手帳の程度に関係なく、Bも合わせて優遇措置をして下さい。	市営住宅の公募抽選にあたっては、高齢の方や障害をお持ちの方に対して、年齢や程度に応じて抽選機に入れる持ち玉を増やす優遇措置を行っています。この優遇措置を適用する心身障害者世帯については、広島県をはじめ多くの政令市と同様に、国の定めた取扱いの基準を用いています。これは、本市における障害者のおられる家庭の住宅事情が、他都市等と比べて特異な状況にあるとは見受けられないこと、また、市営住宅の公募倍率が非常に高い中で、住宅困窮度のより高い方を優先すべき等の判断であり、ご理解ください。なお、市営住宅は原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族がなければ入居することができませんが、療育手帳の交付を受けておられる方は、その程度に関係なくすべて単身で入居することができる優遇措置を行っています。	住宅政策課

委員からの意見・質問と事務局の考え方

施策の柱	施策項目	施策展開	ページ	意見・質問概要	事務局の考え方	関係課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援	① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等	21	市営住宅の障害者優遇措置の内容を教えてください。	市営住宅への入居にあたり、障害をお持ちの方に対しては、その障害の程度により対象となる方が一部異なりますが、 ① 原則として単身では入居できない市営住宅に単身で入居することができる ② 入居にあつての収入基準を緩和する ③ 抽選の際、抽選器の中に入れる持ち玉を増やすなどの優遇措置を行っています。	住宅政策課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援	④ グループホーム等の整備促進	22	市営住宅の空き部屋でなく、是非、1 階部分をグループホームに利用できるようできないか。空き家を待つのではなく。（障害者の居場所）	市営住宅の空き家をグループホームとして使用することは、公営住宅法上は「本来の目的（住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図る。）に支障が無い範囲内であれば可能」とされていますが、住棟全戸への自動火災報知器の設置が必要であるなど消防法の規制が厳しく、条件に合う空き家は限られています。 併せて、1 階は、車いす常用者などの障害者や高齢者の方などの需要が非常に高い中で、1階を空き家にしてグループホームを設置することは、困難であると考えています。 なお、市営住宅の建替えに当たり、福祉施策との連携のもと、敷地の高度利用等により創出した余剰地について福祉施設等の立地誘導に努めていきたいと考えています。	住宅政策課 障害自立支援課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援	④ グループホーム等の整備促進	22	グループホーム等の開設等への支援について、グループホームの開設用の土地建物も大変大切だが、グループホームを開設してもグループホームの支援員の確保が難しい事が多くあるので、人材確保への助成等も計画していますか？	平成 27 年度から、単市事業として障害支援区分に応じた運営費補助を行うとともに、質の高い人材の育成、確保のため、社会福祉士等を養成した法人に対し、障害福祉人材養成支援補助金を交付しています。	障害自立支援課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進	① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備	24	災害時の避難支援であるが、障害の程度により近隣での支援ができないケースがある。常に障害児者との顔なじみが必要である。しかしながら、台風や大雨のような災害については事前に避難ができるため、早めの避難に心がけていただきたい。そのためにも、障害者、地域の防災関係者、基幹相談支援センター職員などを交えての話し合いが大切。一次避難ができれば、事前登録で障害者施設の受入れが可能であると思う。（災害後の生活支援） また、ショートステイなど体験しておくことと二次避難はスムーズに行く。	【災害時の避難支援について】 本市では、名簿情報の外部提供に同意が得られた避難行動要支援者のみを登載した同意者リストを地域の避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター）に提供し、要支援者の所在把握や支援方法の検討などに活用していただいております。 また、災害時に円滑な避難支援や安否確認が行えるよう、地域ごとに、避難支援等関係者が話し合いの場を設けることを働きかけるなど、地域の実情に応じた避難支援の取組を支援しているところです。 地域によってはすでに、避難支援の取組を進めているために、避難支援等関係者が集まり、話し合いの場が設けられているところもあります。 避難行動要支援者に対しても、別紙「災害への備えについて（お知らせ）」を配布し、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された段階で早めに避難をすることや、災害時の支援は平常時の地域のつながりの延長にあることから、町内会への加入や地域活動への参加など、普段から積極的に近所付き合いを行うことなどを周知しているところです。 【災害後の生活支援について】 災害が発生し、災害による被害を受け、又は受けるおそれがある方は、避難行動要支援者を含め、本市が応急的に設置する指定避難所（生活避難場所）などへ避難し、生活を送ることになりますが、避難生活が長期化する場合、高齢者や障害者などの中には、車いす使用者等対応トイレやスロープ、手すり等の設置、専門的な生活支援や心のケアなど福祉的配慮が必要になる場合があり、こうした福祉的配慮が必要な方々が、安心して避難生活を送ることができるよう、その体制を整えた福祉避難所を開設できるようにしています。 現在、市内の86か所の福祉施設等と福祉避難所の設置に係る協定の締結等を行っており、今後も随時、施設を追加していくこととしています。	危機管理課 災害対策課 健康福祉企画課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進	① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備	24	民間障害（児）福祉施設整備補助事業（防犯対策の強化）について、どのような強化整備なのかお教え下さい。	相模原市の事件を受けて、防犯カメラや防衛フェンスの設置等、施設の防犯対策強化に資する整備が補助対象となりました。	障害自立支援課
2 安全・安心な生活環境整備の推進	(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進	② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実	25	素案では、「精神保健福祉センター及び各区保健センターにおいて」と記載されているが、災害時に被災者がセンターに赴くには、障壁がある。むしろ職員が現地に赴く体制にしたほうがよいと思う。	「精神保健福祉センター及び各区保健センターにおいて」とある「おい」とは、場所を示しているのではなく、主体となる部署や機能、役割を表しており、既に現地に赴く体制となっております。なお、この表現では紛らわしいため、「…において」を「が」に変更いたします。	精神保健福祉課 精神保健福祉センター

委員からの意見・質問と事務局の考え方

施策の柱	施策項目	施策展開	ページ	意見・質問概要	事務局の考え方	関係課
3 相談支援の充実	(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実	① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実	27	子どもが在学中の時は相談するところもあるが、卒業後は相談するところが無い。就職相談もできないようなので、一生にわたっての相談場所があるとよい。	障害者の計画相談支援は、指定特定相談支援事業所が行っていますが、その多くが指定障害児相談支援事業所を兼ねています。このような事業所を利用していただければ、卒業後も同じ事業所による支援を継続的に受けることができます。 また、障害児者に関する一般的な相談をしていただくことができる相談支援事業所を、障害児相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の両方の指定を受けている法人に委託し、市内16か所（各区2か所）に設置しています。これらの委託相談支援事業所は対象年齢を限定していませんので、御活用いただくことができます。（障害自立支援課） 障害者のライフステージに沿って切れ目のない支援が行えるよう、関係部署や関係機関と連携し、相談支援体制の見直しや、地域包括ケアの体制整備に向けて検討します。（障害福祉課）	障害自立支援課 障害福祉課
3 相談支援の充実	(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実	① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実	27	各種相談 この相談員は、どこに配置し、本人家族からの相談をどこで実施するのが不明	本計画では本市の障害者施策の考え方や方向性等を示す中長期の計画ですので、事業・取組についての記載は概要とし、詳細については記載していないため、各事業の詳細は、担当課へ直接お問い合わせいただくことになります。	障害福祉課
3 相談支援の充実	(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実	① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実	27	① 名称は、重度障害児者のほうがいいと思う。（精神障害者を含む） ② ピアカウンセリング実施ということですが、ピアカウンセラーをどのようにして養成しますか。	①“重症心身障害”については、定義が定められているため名称の変更は考えていません。 ②保護者同士の交流により気軽に相談できる場が欲しいとの要望を受けて事業に組み込んだもので、当事者同士の交流や相談によって、不安や悩みの軽減を図っています。当事者の意見等を踏まえて、内容を充実させてまいります。	障害自立支援課
3 相談支援の充実	(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実	① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実	27	地域生活支援拠点の整備はどの程度まで進んでいますか？	障害者基幹相談支援センター受託法人への委託を考えており、平成29年度中に1か所設置し、その稼動実績を踏まえ、次年度以降に全市に拡大していく予定です。	障害自立支援課
4 地域生活支援の充実	(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保	① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上	32	「事業者の指定、指導監督」について、どのくらいの頻度でおこなわれていますか？ 児童デイの療育内容やA型の作業内容などもきちんと監査されているのか？	事業所の指定については、障害福祉サービス毎に、事業者の申請に基づき、随時指定を行っています。事業者に対する指導については、毎年1回の集団指導を行っています。その他2,3年に一度のペースで事業所を訪問する実地指導を行っており、実施率は、毎年、全事業所に対して約40%程度です。 その他、不正や不適切な処遇が疑われる事業所に対して、随時、監査を行っています。 また、事業所へ実地指導や監査を行う際は、不適切な支援が行われていないか等、その都度具体的な支援方法を確認しています。	障害自立支援課
4 地域生活支援の充実	(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保	② 包括的・総合的な生活支援の充実	33	「障害者再犯防止につなげる司法・福祉棟関係者の連携促進」についての具体的な施策案があれば教えて下さい	広島保護観察所や広島刑務所等による連絡協議会等、関係者による協議の場を通じて検討していきます。	障害福祉課
4 地域生活支援の充実	(3) 保健・医療・リハビリテーションの充実	① 疾病予防の推進と早期治療の充実	36	在宅訪問歯科検診 ① 歯科に限らず、医療全般も訪問があればいいと思う。 ② 事業対象は、寝たきりに限らず、「外出困難」な場合としたほうがいいと思う。 （重度の精神障害等で外出困難な場合もあるので）	①「広島市在宅重度心身障害者（児）訪問診査事業」では、身体的・精神的・地理的条件等により地域における医療機関で健康診査を受けることが困難な方を対象としています。訪問診査の内容として、身体及び知的障害の診断、健康診断、施設入所の相談・指導等となっています。 ②「歯科訪問歯科診療における基本的考え方」（日本歯科医学会）において、訪問歯科診療の対象者は「寝たきり状態の者のみならず、心身障害の状態等が医学的に困難な者も含まれる」とされていることから、診療報酬上の解釈等も踏まえながら今後検討します。	障害福祉課 保健医療課
4 地域生活支援の充実	(3) 保健・医療・リハビリテーションの充実	医療・リハビリテーションサービスの充実	36	「障害者医療についてのニーズや医療機関の状況についての把握」について、他市にある「障害者医療コーディネーター事業」など取り組む予定はあるか？	今のところ質問にある事業に取り組む具体的な予定はありませんが、他都市の状況を調査するなどして、医療・リハビリテーションサービスの充実に向けた取組を検討していきます。	障害福祉課
4 地域生活支援の充実	(4) 情報・コミュニケーション支援の充実	② ICTを活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実	41	ICT講習会について、(株)情報シンフォニーに委託先が決まった経緯を教えてください。 長年委託されていると思うが、他の業者と競合していただき、より新しく工夫された講習会を望む。	株式会社広島情報シンフォニーはソフトウェア開発を行うなどICTに関する豊富な知識・ノウハウを有するだけでなく、重度障害者多数雇用モデル企業として設置された経緯から、障害者のニーズなどをよく理解していることから、障害者情報バリアフリー推進事業の委託先として選定をしています。本事業について具体的に工夫すべき点をご指摘いただければ、改善について検討いたします。	障害自立支援課
4 地域生活支援の充実	(4) 情報・コミュニケーション支援の充実	② ICTを活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実	41	障害者向けホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」の運営とあるが、このサイトの存在自体が広く知られていない。登録団体も少なく、リンク切れも散見される。支援の充実を図るのであれば、このサイトのコンテンツの見直しが必要と考える。	現在登録されている団体に対し、情報提供サイトの積極的な活用を呼びかけるとともに、当サイトを広く周知していきます。また、更新のない古い情報等の整理を進めていき、サイトの機能充実についても検討していきます。	障害福祉課

委員からの意見・質問と事務局の考え方

施策の柱	施策項目	施策展開	ページ	意見・質問概要	事務局の考え方	関係課
6 活躍支援の充実	(2) 総合的な就労支援の充実	② 障害の特性等に応じたディーセント・ワーク選択の支援	50	特別支援学校卒業後の進路について、計画が示されていない。この支援は、重要な課題と思う。	毎年、特別支援学校の卒業生の保護者を対象に、卒業後に利用できる障害福祉サービス等についての説明会を実施するなど、必要な進路が選択できるよう支援をしています。(障害自立支援課) 市立特別支援学校高等部に在籍する生徒に対しては、校外における体験学習や職場実習等を実施し、職業教育の充実を図るとともに、卒業後も必要に応じて、一定期間、就労定着支援を実施しています。 ※このことは、「5 発達支援と教育の充実」の「(2)自立に向けた教育の充実」に係る「市立特別支援学校高等部充実事業」になります。(特別支援教育課)	障害自立支援課 特別支援教育課
6 活躍支援の充実	(2) 総合的な就労支援の充実	① 福祉サービス事業所等での就労の支援	51	就労継続支援や地域活動支援センターの利用促進等、就労支援に地域活動支援センターの記載が数か所あるが、地域活動支援センターは就労に特化した支援をする場ではないので、無理があると思う。	就労意欲はあっても、就労継続支援等の利用が困難な障害者にとって、地域活動支援センターは貴重な福祉就労の場となっていることから、このような整理をしています。	障害自立支援課
6 活躍支援の充実	(2) 総合的な就労支援の充実	② 障害の特性等に応じたディーセント・ワーク選択の支援	51	制度の利用対象を知的障害者と精神障害者に限定している理由が示されていません。障害者一般でよいように思う。	障害者差別解消法が施行されるなど障害者を取り巻く状況も変化してきていることから、御指摘を踏まえて、対象者も含めて事業のあり方について今後検討してまいります。	障害自立支援課
6 活躍支援の充実	(3) 障害者雇用の拡大・定着	① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着	53	障害者雇用率は年々引き上げられていく予定だが、広島市の公的機関がモデルとなるよう率先して雇用し、定着を図る必要があると考える。障害者が生き生きと働ける職場にするための職員研修はどのようにされているか？	新規採用職員研修や、障害者差別解消法に関する職員研修等を行うことにより、職員に対し障害や障害者についての理解を深めるよう努めています。	障害福祉課 障害自立支援課
2 安全・安心な生活環境整備の推進 4 地域生活支援の充実	-	-	-	(精神障がい者の本人も家族も住み慣れた地域の中で安全で安心の社会生活を送りたいと願っている。) 長期入院患者について、退院が進まない要因として、「引き受ける家族の受け入れがない、望まないから」との見解でしたが、家族の意見としては、「高い入院費を長く払わなければいけないのがつらい」ということもある。「なぜ、退院できないのか？」本人・家族に調査していたら、聞きたい。まだであるなら、ぜひ、行っていただきたい。 その際、帰っていく地域にはどのような支援があり、これまでのような家族に負担が大きくなることのない前提を示せるようであってほしい。退院後、適切な支援がないために引きこもらざるを得ない方もいる。退院時に退院支援を受けられることも多くの家族に知られていない。入院期間が長くなればなるほど退院への困難が増す。病院と地域の連携の強化が必要	広島市障害福祉等に関するアンケート調査(平成29年1～2月実施)の回答(精神障害者・入院)では、「退院後に地域で暮らすとしたら、不安に思うことは主にどんなことか(3つまで選択可)」という設問に対して、「どんな生活になるかわからないのでなんとなく不安(27.0%)」、「生活費が確保できるか(25.8%)」、「困ったときの相談や緊急時の援助が受けられるか(20.6%)」と、生活費や困った際の相談先等に不安がある方が多いという結果が出ています。 なお、入院中精神障害者の医療従事者向けアンケートでは、「病状が安定しても、退院することは難しい」理由(複数回答可)として、「本人が退院に対し不安を持ち、モチベーションが低下している(36.6%)」、「家族が退院に反対している(28.0%)」という結果が出ています。 また、地域で生活するために必要なこととして、約3割の方が、「身近に介護者や相談できる相手がいること」、「身近に仲間や家族がいること」と回答しています。 地域移行の推進には、地域の相談支援事業所を中心とする入院中の方への退院に向けた相談支援や同行支援等のサービスの提供のほか、退院後の継続的な地域生活を確保するための各種サービスのコーディネートと関係機関等との連携の構築が必要です。 このため、病院と地域の関係機関との連携を強化する必要があるとともに、相談支援事業所等による相談支援を中心に地域で安心して生活を継続できる支援体制づくりを進める必要があると考えています。	精神保健福祉課 障害福祉課
全般	-	-	-	広島市障害者計画[2013-2017]についての、遂行状況とその評価はどのように開示されるのか。本来、その結果に基づいて次の5年計画の策定があると思う。PDCAサイクルにおけるCAのプロセスが不明である。本来は、施策推進協議会においてこのような検討が図れるべきではないか。達成・未達成などの「見える化」も図って、次のより良い計画と実行に繋げていきたい。	現行計画に基づく各年度の主な事業・取組の実績については、例年この障害者施策推進協議会でご報告していますが、ご指摘のとおり、計画についての振返りが十分と言い難い面もありますので、その方法について各委員の意見も参考にしながら、今後検討していきたいと考えています。	障害福祉課